

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院医療)の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務における個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

平成29年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院医療)の給付に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条に基づく自立支援医療費(精神通院医療)支給事務にあたり、申請書等を受理し、審査の上認定し受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは、①自立支援医療費の支給認定の申請にかかる事実についての審査、支給認定、取り消し ②自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 ③自立支援医療受給者証の交付(再交付)、返還に使用する。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院)支給認定申請書自立支援医療受給者証(精神通院)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一 84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条1号～7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第7項 別表第二 108項、109項、110項 別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 [情報提供] 番号法第19条第7項 別表第二 26項、56の2項、87項 別表第二主務省令第19条、第30条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県こころとからだの相談支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県こころとからだの相談支援センター 所在地: 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 電話番号: 097-541-5276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県こころとからだの相談支援センター 所在地: 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 電話番号: 097-541-5276

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所